

整骨院・接骨院の正しいかかり方

柔道整復師は医師ではありません

最近、整骨院・接骨院（いわゆる柔道整復師）の数が増えています。しかし、整骨院・接骨院は病院ではなく、施術を行う柔道整復師は医師ではありません。

	病院・診療所	整骨院・接骨院
治療を行う人	医師	柔道整復師
行為	診療	施術 レントゲン検査や手術、 薬の処方できない
費用	診療報酬	療養費



保険適用されるのはこんなときだけ！

柔道整復師で健康保険が適用される施術は限られています。

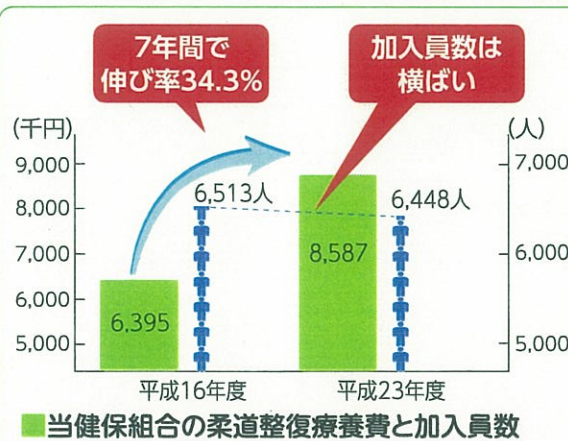
右記の例に該当しないと当健保組合が確認した場合には、柔道整復療養費を支給いたしません。

**保険が適用される
とき**

- 外傷性のねんざ、打撲、肉離れ
- 医師の同意がある場合の骨折、脱臼の施術
- 応急で行う骨折、脱臼の施術
(応急処置後の施術には医師の同意が必要)

柔道整復師にかかる費用は増加

当健保組合の柔道整復師にかかる件数は増加の一途をたどっています。その背景として、柔道整復師が病院と違って夜遅くまで営業している、待ち時間が少ないといった利便性が考えられます。国の柔道整復療養費も同じく増加傾向にありますが、当健保組合の増え方はそれを超える状況にあります。



全額自己負担となる事例

施術内容について

慢性的な肩こりや筋肉疲労で柔道整復師にかかっていませんか。

肩こりの施術は全額負担ですよ。



全額自己負担

日常的な老化による慢性的な肩こり、スポーツによる筋肉疲労などは保険適用外です。もし、利用された場合は、施術費用は全額自己負担となります。

通院の仕方について

同じ治療個所で病院と整骨院・接骨院の両方にかかっていませんか。



整骨院・接骨院は保険適用外

同じ時期に同じ治療個所について病院と整骨院・接骨院で施術を受けている場合、整骨院・接骨院での施術は保険適用外です。

注意していただく事例

通院の仕方について

長期間(3カ月以上)整骨院・接骨院に通い続けていませんか。



整骨院で症状が改善しないときは病院へ



健保組合から照会します

整骨院・接骨院で保険が適用される施術は、急性の打撲やねんざなどの回復を図る処置です。1~2カ月施術を受けて症状が改善しない場合は、病院で治療を受けてください。長期間におよぶ場合は健保組合から照会することがあります。

料金について

施術部位が違っていてもいつも1回目1120円、2回目570円、3回目490円等と定額料金になっていませんか。

領収書を1回1回発行してもらえないときも注意!!



健保組合にお知らせください

施術費用は施術内容、部位数を加算して求めていくので、定額料金はあり得ません。通院する柔道整復師がこのような事例に該当する場合は、健保組合までお知らせください。

施術内容について健保組合からお尋ねすることがあります

「健保組合から調査票がきたら記入するので渡してください」といわれていませんか。

必ずご自身でご記入を

健保組合からの調査票は、施術や受けた方に対して施術日や施術内容を確認するためのものです。記入する際は、柔道整復師に依頼するのではなく必ずご自身で記入してください。また、このような事例に該当する場合は、健保組合までお知らせください。



施術日は…
施術内容は…



当健保組合では、施術日や施術内容、負傷原因、支払った金額などの確認をさせていただくとともに、領収書の提出を求めていますので、柔道整復師にかかったときの内容が確認できるように**領収書は必ず受け取り保管**しておいてください(領収書は無料で発行してもらえます)。

これらの事例に心当たりがありませんか? 上記のような事例に注意して、正しく利用しましょう。

医療費通知は必ずご確認ください

病院で支払う診療費や整骨院・接骨院に支払う施術料は、みなさまから納めていただいている保険料から支払われます。健康保険組合から発行される医療費通知を必ずご確認ください、通院日数、支払った金額が医療費通知と異なる場合は健保組合までお知らせください。

